

厚生労働大臣の定める揭示事項

- I、当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- II、明細書発行体制について
医療費の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。
- III、基本診療料の施設基準等に係る届出
○時間外対応加算3 ○情報通信機器を用いた診療に係る基準
- IV、特掲診療料の施設基準等に係る届出
○人工腎臓1 ○導入期加算1 ○下肢末梢動脈疾患指導管理加算
○透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- V、その他
酸素の購入価格に関する届出
- VI、保険外負担に関する事項
◇文書発行料 各階受付にお尋ねください。◇各種予防接種 各階受付にお尋ねください。
- VII、時間外対応加算3に関する事項
再診時に時間外対応加算3(患者様1名につき1回1点)を算定させていただきます。
当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、当該保険医療機関において又は連携医療機関との連携により対応できる体制が確保しています。
◇連携機関病院：コミュニティーホスピタル甲賀病院(054-628-5500)
- VIII、下肢末梢動脈疾患指導管理加算について
当院は下肢末梢動脈疾患指導管理加算の届出を行っており、慢性維持透析をされている方に対し、下肢末梢動脈疾患の可能性を発見した場合には、予め連携医療機関として定めた、専門的な治療体制を有している甲賀病院へ紹介を行っています。